

制度概要

佐世保市中小企業DX資金保証（略称：佐世保DX）		
目 的	佐世保市内の中小企業者に対して、経営のIT化、デジタル化またはデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)に必要な資金の円滑化を図り、もってこれらの企業の健全な振興発展に資することを目的とする。	
保 証 の 対 象 (資 格 要 件)	佐世保市内に事業所を有し(市内で同一事業を1年以上継続して営み)、市税を完納している中小企業者であって、下記の(1)～(4)のいずれかに該当するもの。 (1) 情報技術を活用した効果的な企業内業務改善および企業内の情報交換など業務の高度化を行うもの (2) 他企業、消費者などとの間でネットワーク上の取引および情報の受発信を行うもの (3) 企業内業務の情報技術の水準を取引先など企業外の情報技術の水準に合わせようとするもの (4) 情報技術の活用により、業務方法、業務内容などの経営革新を図ろうとするもの	
対 象 資 金	経営のIT化、デジタル化またはDXに必要な事業資金（運転資金、設備資金）	
保 証 条 件	貸付限度額	3,000万円以内
	保証期間	10年以内（うち据置 1年以内）
	返済方法	原則として分割弁済(ただし、保証期間が1年以内の場合は一括弁済も可能)
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	貸付利率	年 0.70%
保 証 料 率	基準料率	年 0.45%～1.90%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。
	保証料補助	基準料率が年0.80%～1.90%の保証について、佐世保市が年0.05%～0.76%の補助を行う。
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象	
取扱金融機関	十八親和銀行、福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信用金庫、西海みずき信用組合、商工組合中央金庫	
申 込 時 添 付 書 類	①資金使途に設備資金を含む場合は、融資対象資金にかかる見積書 ②市税等の納税証明書(未納がない旨のもの) ③融資対象事業に係る設備の概要が示された資料 (ただし、①の見積書において、DX資金の融資対象となることが明らかであると認められるときは、提出を要しないものとする) ④その他協会が必要とする書類	
留 意 事 項	対象資金については、下記に掲げるものに該当する事業資金であること ① コンピュータ(ソフトウェアを含む)、周辺装置、端末装置、被制御設備、これらに関連する設備など、デジタル化やIT化等デジタル技術の導入に要する費用全般 ②データおよびデジタル技術を活用し、製品、サービス、ビジネスモデル等を変革するデジタルトランスフォーメーションの構築に要する費用 ③関連建物・構築物(上記装置および設備の導入に併せてその取得に必要不可欠な建物・構築物およびそれらの設置に必要不可欠な土地) ④関連セミナー費用、研修費用等ソフト経費 ⑤その他、市長が特別に認める整備及び設備等の導入にかかる事業	
実 施 日	令和 3年 4月 1日 創設	